韓国のテロ防止法

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

- I 2016年テロ防止法の制定経緯
 - 1 2001 年法案をめぐる議論
 - 2 第19代国会における審議
- Ⅱ 2016年テロ防止法の概要
 - 1 主な内容
 - 2 施行令をめぐる議論

おわりに

翻訳:国民保護及び公共安全のためのテロ防止法

はじめに

従来、韓国においてテロとは、第一義的には北朝鮮によるテロを意味し、実際に韓国はラングーン事件 (1983年10月9日) $^{(1)}$ 、大韓航空機爆破事件 (1987年11月29日) $^{(2)}$ 等、北朝鮮によるテロ攻撃の対象となってきた。これらのテロに対し、韓国は刑法等の個別法及び1982年1月に大統領訓令第47号として制定された「国家対テロ活動指針」(以下「指針」という。) $^{(3)}$ により対策を講じてきた $^{(4)}$ 。

しかし、2001年のアメリカ9・11同時多発テロ事件以降、一般市民を無差別に殺傷する「ニューテロリズム」⁽⁵⁾とも呼ばれる新しい類型のテロへの対応が世界的な課題となる中で、韓国においても、既存の体制では対応が困難⁽⁶⁾との理由から、包括的なテロ防止法の制定が議論された。

2016年3月3日、足掛け15年にわたる国会審議の末、「国民保護及び公共安全のための

^{*} 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、2016年9月1日である。

⁽¹⁾ ビルマ(現ミャンマー連邦)のラングーン(現ヤンゴン)を訪れていた全斗煥(チョン・ドゥファン)大統領(当時)の暗殺を図った爆破事件。全斗煥大統領は難を逃れたが、韓国側に17人、ビルマ側に4人の死者が出るなど、多数の死傷者が出た。

⁽²⁾ バグダッド発ソウル行の大韓航空機が、アンダマン海域上で爆破された事件。乗客・乗員 115 人全員が死亡した。

^{(3) 「}국가대테러활동지침 (대통령훈령 제 47 호)」국가법령정보센터ウェブサイト http://law.go.kr/admRulLsInfoP.do?chrClsCd=&admRulSeq=10000065459> 指針は、ソウルオリンピック(1988 年)の誘致成功を機に制定されたもので、国のテロ対策機関、対テロ活動等に関する事項が規定された。しかし、指針は大統領訓令という政府内部の取決めに過ぎず、一般国民に対する拘束力を有していなかったため、テロの予防のためというよりは、政府機関の間の役割分担を定めるための内部指針と認識されていた。圣병선「대테러범죄 입법의 문제점과 개선방향」『비교형사법연구』17 권 4 호, 2015, p.481. なお、指針は制定後改正を重ね、2015 年 1 月 23 日の改正(大統領訓令第 337 号)を最後に 2016 年 6 月 20 日に廃止された。

⁽⁴⁾ 指針及び個別法の概要については以下の資料を参照。白井京「韓国のテロリズム関連法制」『外国の立法』 No.228, 2006.5, pp.154-159. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 1000360 po 022810.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

テロ防止法」(以下「2016年テロ防止法」という。)⁽⁷⁾ が公布され、包括的なテロ防止に係る法整備が実現した。本稿では2016年テロ防止法の制定経緯及び概要を紹介し、全文を訳出する。

I 2016年テロ防止法の制定経緯

1 2001 年法案をめぐる議論

アメリカ 9・11 同時多発テロ事件後の 2001 年 11 月 12 日、国家情報院 $^{(8)}$ は、既存の体制ではニューテロリズムの効果的な予防・防止が困難であること、テロの全段階にわたる対策を規定した包括的なテロ防止法を制定し、テロに効率的かつ体系的に対処する必要があることを制定理由に掲げ、テロ防止法案(以下「2001 年法案」という。)の立法予告(パブリックコメントに相当)を行った $^{(9)}$ 。 2001 年法案は同月 28 日に政府提出法案として国会に提出された $^{(10)}$ 。

2001年法案は、第1章(総則)、第2章(テロ対策機構)、第3章(テロの予防及びテロへの対応)、第4章(罰則)、第5章(補則)の全5章(本則27か条及び附則)から成り、①対テロ活動の実務の中核となる対テロセンターの国家情報院への設置(第5条)、②テロ犯罪に対する加重処罰(第17条)、③テロ犯罪を未然に防げたにもかかわらず通報しなかった者に対する処罰(第21条)等の規定が盛り込まれた。

2001年法案に対し、国家人権委員会 (11) は 2002年2月、国家情報院への権限集中による弊害や基本権侵害のおそれを理由に制定反対の意見書を国会に提出した (12)。また、多くの有力な市民団体も大規模な制定反対運動を展開した (13)。2001年法案は、2003年11月に所管委員会である国会情報委員会で可決されたものの、最終的に本会議での可決には至らず、第16代国会 (2000年5月~2004年5月) の会期終了とともに廃案となった (14)。

- (6) 法整備を推進する立場からは、①指針では対外的な拘束力が不十分であり、政府機関等の適切な統制を行うためには、大統領訓令ではなく法律で規定するのが妥当であること、②個別法の規定はテロの事後的な対応に関連したものであるため、予防的な内容を法律で規定する必要があること等が理由として挙げられている。 윤해성 『대 테러 활동에 관한 수사시스템 정비방안』한국형사정책연구원, 2011.12, p.254. https://www.kic.re.kr/upload/savedata/research_report//html/11-04 대테러활동에관한수사시스템정비방안 [2].htm>
- (7) 「국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법 (법률 제 14071호)」법률지식정보시스템ウェブサイト
- (8) 大統領直属の情報機関。国家安全保障に係る犯罪についての捜査権限を有する。
- (9) 「국가정보원공고제 2001-1호」『관보』제 14949호, 2001.11.12, pp.5-6. http://gwanbo.moi.go.kr/gwanbo/dailyGazetteView.gz?ebookSeq=00000000000000001319018722304000&searchDate=20011112&currPage=1&linePerPage=10>
- (10) 「[161251] 테러방지법안 (정부)」의안정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=017365
- (11) 基本的人権の擁護等を目的に 2001 年に設立された機関で、その権限に属する業務を独立して遂行する。委員長 1 人を含む 11 人の委員から構成され、人権に係る勧告及び意見表明、基本権侵害行為に対する調査及び救済等を主な業務としている。
- (12) 「'테러방지법 (안) 제정 반대'의견 국회 제출」국가인권위원회, 2002.2.20. http://www.humanrights.go.kr/common/board/fildn_new.jsp?fn=0220-테러방지법안반대-배포.hwp">http://www.humanrights.go.kr/03 sub/body02 2.jsp< から
- (13) 市民団体による反対運動の概要は以下のサイトを参照。「공동행동 투쟁경과 (2001~2005)」<http://nopota.jinbo.net/maybbs/view.php?db=hrnet&code=nopota pds&n=56>
- (14) 2001 年法案の立法予告から廃案に至る経緯については、白井 前掲注 (4), pp.159-160 を参照。

2 第19代国会における審議

2001年法案が廃案となった後も、第 17代国会(2004年 5月~2008年 5月)、第 18代国会(2008年 5月~2012年 5月)と連続して、それぞれ複数のテロ防止関連法案が国会に提出された。しかし、国会審議は停滞し、第 17代国会及び第 18代国会に提出された関連法案は、両国会の会期終了とともに廃案となり、第 19代国会に提出された法案についても、「2005年のテロ防止法の公聴会を 2015年に持ってきても不自然でないほど同じ議論を反復している」 (15) と評されるほど国会審議に進展は見られなかった (16)。

審議の停滞を招いた原因として、主に2つの要因が指摘されている。1つは、当初からテロ対策法制による基本権侵害が懸念されていたことであり $^{(17)}$ 、もう1つは、ニューテロリズムの直接の標的となっていない韓国においては、包括的なテロ対策法制の整備はそれほど急を要する問題とは認識されていなかったことである $^{(18)}$ 。

このような停滞状況を大きく変えたのが、2015年11月13日に発生したパリ同時多発テロ事件である。同月27日、国会情報委員会は、第19代国会で初めての法案審査小委員会を開き、第19代国会で提出されていた3件のテロ防止関連法案(いずれも与党セヌリ党議員による議員立法)(19)の審議を開始した(20)。また、朴槿恵(パク・クネ)大統領も同年12月8日の国務会議(閣議に相当)において、パリ同時多発テロ事件に言及しながら、「テロ防止法が15年間国会を通過できないでいる間、国際的なテロの脅威は更に高まっている」と述べ、国会に対してテロ防止関連法案の制定を強く求めた(21)。

2016年2月22日、与党セヌリ党は議員立法により、「国民保護及び公共安全のためのテロ防止法案」(以下「2016年法案」という。)を新たに国会に提出した⁽²²⁾。2016年法案は、前述の3件のテロ防止関連法案の内容を踏まえながらも、基本権侵害を懸念する野党の要求を一部受け入れた内容となっていた。翌2月23日、鄭義和(チョン・ウィファ)国会議長は、国家非常事態を理由とする職権上程⁽²³⁾により、2016年法案を本会議に上程したが、野党は基本権侵害の懸念が払拭されていないとして強硬に反対した。野党は2016年

⁽¹⁵⁾ 김성휘·박소연「DJ·盧·MB도 원했던 테러방지법…14년 막은 '국정원포비아'」『the300』 2015.11.19. http://the300.mt.co.kr/newsView.html?no=2015111816217654553>

⁽¹⁶⁾ 第19代国会までの国会審議の概要については、以下の資料を参照。金惠京『テロ防止策の研究─国際法の現状及び将来への提言─』早稲田大学出版部,2012, pp.111-113; 박주혁・박진희「국내 대테러법안의 쟁점과 기본 방향─외국의 테러방지법 비교를 중심으로─」『치안정책연구』29 권 1 호,2015.5, pp.298-304; 오태곤「국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법의 제정과 시사점」『인문사회 21』7 권 2 호,2016, pp.600-604.

⁽¹⁷⁾ 이만종「테러방지법 제정안에 관한 보완적 고찰」『한국행정학회 비정기학술발표논문집』2010 권 3 호 , 2010, p. 6.

⁽¹⁸⁾ 문준조『국제테러에 대한 국내법제 개선방안 연구』한국법제연구원, 2012, pp.154-155. http://www.klri.re.kr/kor/publication/pubReseachReportView.do?seq=1176; 오 前掲注(16), pp.599-600.

^{(19) 「}国家対テロ活動及び被害補償等に関する基本法案」(2013年3月27日提出)、「国民保護及び公共安全のためのテロ防止法案」(2015年2月16日提出)、「テロの予防及び対応に関する法律案」(2015年3月12日提出)。これら3件のテロ防止関連法案の概要については、조 前掲注(3), pp.476-479を参照。

⁽²⁰⁾ 배영경「정보위, 19 대 국회 첫 법안소위…테러방지법 공방」『연합뉴스』2015.11.27. http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/11/27/0200000000AKR20151127090700001.HTML?input=1195m

^{(21) 「}제 53 회 국무회의 (모두말씀)」청와대, 2015.12.8. http://www1.president.go.kr/news/media/movie.php?srh%5Bpage%5D=20&srh%5Bview mode%5D=detail&srh%5Bseq%5D=13452>

^{(22) 「[1918582]} 국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법안 (이철우의원 등 24 인)」의안정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC W1M6L0E2W2U2M2W2F1M8Y3Z4S4J7V2>

⁽²³⁾ 議長が委員会における案件の審査期間を指定し、期間内に審査が終了しないときは、審査期間終了後、他の委員会に付託又は本会議に上程できる国会法上の制度を指す。藤原夏人「【韓国】国会改革―第 19 代国会から導入される新制度―」『外国の立法』No. 252-1, 2012.7, p.12. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3507779_po_02520103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

法案の可決を阻止するため、192時間を超えるフィリバスター(議事妨害)で対抗したが、 与党セヌリ党も野党にこれ以上の譲歩を行わない姿勢を貫いたため、最終的に野党はフィ リバスターの中断を余儀なくされた。2016年法案は同年3月2日に本会議で可決され、翌 3月3日に公布された後、同年6月4日に施行された。なお、前述の3件のテロ防止関連 法案は、第19代国会の会期終了とともに廃案となった。

Ⅱ 2016年テロ防止法の概要

1 主な内容

2016年テロ防止法は、本則 19 か条及び附則から成る。テロの予防からテロ発生後の対応、テロによる被害の補償、テロ団体の組織等に対する処罰規定までの包括的な内容を含んでいる。他方、2001年法案とは異なり、テロ犯罪に対する加重処罰や、通報しなかった者に対する処罰は含まれていない。主な内容は、次のとおりである(2016年テロ防止法の全体の概要は表参照)。

(1) テロ等の定義 (第2条)

「テロ」が、国、地方公共団体又は外国政府に対し、権利行使を妨害し、義務でないことを強制し、又は公衆を脅迫する目的で、殺人、監禁、破壊、爆破等を行う行為と規定され、具体的な行為に着目した定義が行われた⁽²⁴⁾。

そのほか、「テロ団体」 $^{(25)}$ 、「テロ危険人物」 $^{(26)}$ 、「外国人テロ戦闘員」 $^{(27)}$ 「対テロ活動」 $^{(28)}$ 、「対テロ調査」 $^{(29)}$ 等も定義された。

(2) テロ対策機関(第5条及び第6条)

対テロ活動に係る国の政策等を審議・議決する機関として、国務総理 (30) を委員長とする「国家テロ対策委員会」(以下「対策委員会」という。) を置くこと、及び対テロ活動の 実務の中核となる「対テロセンター」を国務総理の下に置くことが定められた。いずれの 機関も、運営等の詳細については大統領令で定められる。

対テロセンターを、国家情報院(又は国家情報院長)の下に置くのか、それ以外の機関

⁽²⁴⁾ 国際社会でこれまでに整備された国際テロ関連条約においても、一般にテロ行為とされているものを1つ1つ条約化することで対応してきたといわれる。宮坂直史「第1章 国連のテロ対策」広瀬佳一・宮坂直史編『対テロ国際協力の構図―多国間連携の成果と課題―』ミネルヴァ書房、2010、pp.11-12.

⁽²⁵⁾ 国際連合が指定したテロ団体 (2016 年テロ防止法第 2 条第 2 号)。2016 年テロ防止法には具体的な規定はないが、2016 年法案を国会に代表発議した与党セヌリ党イ・チョルウ議員が報道機関等に配布した「テロ防止法Q&A」によると、国連安全保障理事会決議に基づいて加盟国から報告された団体が想定されている。「[전문] 새누리당, 테러방지법 오해와 진실 Q&A 배포」『NEWSIS』 2016.2.27. http://www.newsis.com/ar_detail/view.html?ar_id=NISX20160227_0013923881&cID=10301&pID=10300

⁽²⁶⁾ テロ団体の構成員又はテロ団体の宣伝、テロ資金の募金・寄付その他テロの予備・陰謀・宣伝・扇動を行った者若しくは行ったと疑う相当の理由がある者(同第2条第3号)。

⁽²⁷⁾ テロを実行・計画・準備し、又はテロに参加する目的で、国籍国ではない国のテロ団体に加入し、又は加入するために移動若しくは移動を試みる内国人及び外国人(同第2条第4号)。

⁽²⁸⁾ テロの関連情報の収集、テロ危険人物の管理、テロに利用され得る危険物質等のテロ手段の安全管理、人員・施設・設備の保護、国際行事の安全確保、テロの脅威への対応及び武力鎮圧等、テロの予防及びテロへの対応に関する諸般の活動(同第2条第6号)。

⁽²⁹⁾ 対テロ活動に必要な情報又は資料を収集するため、現場調査、文書閲覧、試料採取等を行い、又は調査対象者に資料提出及び陳述を要求する活動(同第2条第8号)。

⁽³⁰⁾ 大統領を補佐し、大統領の命を受けて行政各機関を統括する。国会の同意を得て大統領が任命する。

の下に置くのかという問題は、テロ防止法制定過程における長年の大きな争点の1つであった。第19代国会において、与党セヌリ党議員から国会に提出されていた前述の3件のテロ防止関連法案では、いずれも対テロ活動の実務の中核機関を、大統領直属の情報機関の長である国家情報院長の下に置く規定が盛り込まれていたが⁽³¹⁾、国会審議の最終局面において、与党セヌリ党は、国家情報院の権限拡大による基本権侵害を懸念する野党への譲歩案として、対テロセンターを国務総理の下に置く案を提示し、2016年法案に盛り込んだ。

(3) 対テロ人権保護官(第7条)

対テロ人権保護官に係る規定も、国会審議の最終局面において、与党セヌリ党が野党への譲歩案として 2016 年法案に新規に盛り込んだ条項である。国の機関等の対テロ活動による基本権侵害を防ぐため、対策委員会に対テロ人権保護官 1 人を置くことが規定されたが、実効性をめぐる議論がある(後述)。

(4) テロ危険人物に関する情報収集(第9条及び附則第2条)

国家情報院長に対し、テロ危険人物の関連情報を収集する権限が付与されるとともに、 テロとの関連が疑われる金融取引の停止等の措置を金融委員会⁽³²⁾委員長に要請する権限 も付与された。

さらに、附則第2条により「通信秘密保護法」⁽³³⁾及び「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」⁽³⁴⁾が改正され、国家情報院長に対し、対テロ活動に必要な場合にも盗聴等が可能となることや、金融情報分析院 ⁽³⁵⁾の長からテロ危険人物に関連した金融取引情報の提供を受けられることが新たに規定された。この改正については、附則により他の法律の主要な部分を改正したとして問題視する声も上がっている ⁽³⁶⁾。

(5) テロ被害への補償(第15条~第16条)

過去に法的根拠が明らかにされないまま、韓国政府がテロ被害者遺族に対して補償金を支払った事例があるとされるが ⁽³⁷⁾、今回の 2016年テロ防止法制定により、治療等に必要な費用の全部又は一部の支援、及び被害の程度に応じた補償金 (2016年テロ防止法上の名称は「特別慰労金」)の支給についての規定が新設された。ただし、外交部 (部は省に相当)長官の許可を受けずに訪問又は在留が禁止された国又は地域に訪問・在留し、テロ被害を受けた者は対象外となる。

⁽³¹⁾ 조 前掲注(3), pp.476-479.

⁽³²⁾ 国務総理の下に設置され、委員長1人及び副委員長1人を含む9人の委員で構成される。金融政策等を所管し、その権限に属する事務を独立して遂行する。

^{(33) 「}통신비밀보호법 (법률 제 14071호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A0033&PROM DT=20160303&PROM NO=14071>

^{(34) 「}특정 금융거래정보의 보고 및 이용 등에 관한 법률 (법률 제 14242 호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1739&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14242>

⁽³⁵⁾ 金融機関を利用した犯罪を監視する韓国の金融情報機関。金融委員会の下に設置され、脱税、マネーロンダリング、テロ資金等との関連が疑われる取引を分析し、捜査機関に情報提供を行う。

⁽³⁶⁾ 김남일 「꼬리가 몸통 흔드는 '테러방지법 부칙' 논란 증폭」『한겨레』 2016.2.24. http://www.hani.co.kr/arti/politics/politics_general/731938.html

⁽³⁷⁾ 金 前掲注(16), pp. 324-325.

(6) テロ団体組織罪等(第17条)

テロ団体組織罪については、刑法等の既存の法律にも類似の規定はあったが⁽³⁸⁾、テロ団体の組織及び構成員としての加入を直接の対象として罰則規定が設けられたのは、今回の 2016 年テロ防止法が初めてである。テロ団体との関わり方に応じて、①テロ団体を組織した首謀者は死刑、無期又は 10 年以上の懲役、②テロ団体において重要な役割を担った者は無期又は 7年以上の懲役、③他国の外国人テロ戦闘員としてテロ団体に加入した者は 5年以上の懲役、④その他の者は 3 年以上の懲役に処される。

そのほか、テロ資金の調達等によりテロ団体を支援した者 (10 年以下の懲役又は 1 億ウォン $^{(39)}$ 以下の罰金) や、テロ団体への加入を勧誘・扇動した者(5 年以下の懲役)等に対する罰則規定も設けられた。なお、これら第 17 条に定める罰則規定には世界主義 $^{(40)}$ が採用されているため、韓国領域外においてその罪を犯した後に韓国に入国し滞在している外国人に対しても適用される(第 19 条) $^{(41)}$ 。

2 施行令をめぐる議論

2016年4月15日、政府は2016年テロ防止法の施行令(大統領令)案を立法予告した⁽⁴²⁾。同施行令案には、対テロ人権保護官が、対テロ活動等に係る基本権侵害行為について関係機関の長に是正勧告できる等の規定が盛り込まれており、政府は、対テロ人権保護官の是正勧告は対策委員会の委員長である国務総理に報告して行うため、実効性があると主張した⁽⁴³⁾。

これに対し国家人権委員会は同月 29 日、同施行令案では対テロ人権保護官に調査権が付与されておらず、是正勧告の履行を担保する権限も規定されていないため、人権保護に限界があるとの指摘を盛り込んだ意見表明を行うことを決定した (44)。また、同年 5 月 4 日、「参与連帯」をはじめとする 49 の市民団体は、国家情報院の権限拡大や基本権侵害のおそれ等を理由に同施行令案に反対する意見書を政府に提出するとともに、現在の第 20 代国会 (2016 年 5 月 30 日~2020 年 5 月 29 日) において、2016 年テロ防止法自体の廃止を求めて運動を展開する意向を明らかにした (45)。

同施行令案は一部修正を経て2016年5月31日に公布されたが(46)、国家人権委員会から

76

⁽³⁸⁾ 例えば、刑法第 114条、国家保安法第 3条等がある。신의기『테러리즘 관련법제 정비방안』한국형사정책 연구원, 2002.12, p. 141. https://www.kic.re.kr/upload/savedata/research_report//html/테러리즘_관련_법규_정비방안.htm

^{(39) 1} ウォンは約 0.1 円 (平成 28 年 9 月分報告省令レート)。

⁽⁴⁰⁾ どこで誰が行った犯罪であっても自国で処罰を行うという処罰原理。テロ等の国際的な法益を害する犯罪について採用される。三井誠ほか編『刑事法辞典』信山社, 2003, pp.479-480.

⁽⁴¹⁾ 韓国では 1988 年に「犯罪人引渡法(法律第 4015 号)」が制定され、犯罪者の引渡しに関する国際協力体制が整備されている。白井 前掲注(4), p. 157.

^{(42) 「[}보도자료] 테러방지법 시행령 시행규칙 제정안 입법예고」국무조정실, 2016.4.15. http://pmo.go.kr/pmo/news/news01.jsp?mode=view&article_no=89627&board_wrapper=%2Fpmo%2Fnews%2Fnew

^{(43) 「[}설명자료] 테러방지법시행령시행규칙관련」국무조정실, 2016.4.18. http://pmo.go.kr/pmo/news/news01. jsp?mode=view&article no=89629&board wrapper=%2Fpmo%2Fnews%2Fnews01.jsp&pager.offset=150&board_no=6>

⁽⁴⁴⁾ 국가인권위원회 「국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법 시행령안」에 대한 의견표명」2016.4.29. なお、国家人権委員会は、対テロ人権保護官に関する指摘のほか、警察で対応できない場合、軍事施設外においても軍の特殊部隊を対テロ作戦に投入できることを定めた施行令案第 18 条第 4項の規定に対し、テロの鎮圧は原則として警察力の動員により行うべきであり、兵力の動員には憲法上の厳格な要件が求められるとして違憲のおそれを指摘している。

^{(45) 「[}보도자료] 3,768 시민, 테러방지법 시행령 (안) 반대의견서 제출」참여연대, 2016.5.4. "http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government&page=3&document-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php?mid=Government-srl=1413370&listStyle=list>"http://www.peoplepower21.org/index.php."http://www.peoplepower21.org/index.php."http://www.peoplepower21.org/index.php.

The content of the proper of the proper of the proper of the proper o

指摘された事項等が現在も争点として議論の対象となっており、国家情報院の権限拡大に よる基本権侵害に対する懸念は、依然として払拭されていない (47)。

表 2016年テロ防止法の構成と主な内容

条	各条の見出し	主な内容
1	目的	・テロから国民の生命及び財産を保護し、国及び公共の安全を確保すること。
2	定義	・「テロ」、「テロ団体」、「テロ危険人物」、「外国人テロ戦闘員」、「対テロ活動」、「対テロ調査」等を定義。
3	国及び地方公共団体の責務	・必要な制度及び環境の整備、基本的人権の侵害を防ぐ最善の努力、憲法上及び法律上の適法手続の遵守。
4	他の法律との関係	・対テロ活動に関して他の法律に優先して適用。
5	国家テロ対策委員会	・対テロ活動に関する政策の重要事項を審議・議決する国家テロ対策委員会(以下「対策委員会」)を置く。・国務総理及び関係機関(注1)の長で構成(委員長は国務総理)。・対策委員会の構成、運営等に必要な事項は大統領令で規定。
6	対テロセンター	・国務総理の下に対テロ活動の実務を担当する対テロセンターを置く。・センターの組織、運営等に必要な事項は大統領令で規定。・センター所属職員の個人情報を非公開にすることができる。
7	対テロ人権保護官	・対テロ活動による国民の基本権侵害防止のため対策委員会に所属する対テロ人権保護官1人を置く。・対テロ人権保護官の任期等に関する事項は大統領令で規定。
8	専門担当組織の設置	・関係機関の長によるテロ予防・対応の専門担当組織の設置。
9	テロ危険人物に関する情報収 集等	 ・国家情報院長は、テロ危険人物の出入国、金融取引、通信利用等の関連情報を収集できる。 ・国家情報院長は、テロ関連(が疑われる)金融取引の停止等の措置を、金融委員会の委員長に要請できる。 ・国家情報院長は、テロ危険人物の個人情報及び位置情報を、当該情報を取り扱う関連事業者から取得できる。 ・国家情報院長は、対テロ調査及びテロ危険人物の追跡を行うことができる(事前又は事後に対策委員会委員長に報告する必要あり)。
10	テロ予防のための安全管理対 策の策定	・関係機関の長は、「テロ対象施設」等に対する予防対策、並びに爆発物、 銃器等の「テロ利用手段」及び国の重要行事に対する安全管理対策を策 定しなければならない。
11	テロ脆弱要因の事前除去	・テロ対象施設及びテロ利用手段に対する保安設備の設置等。 ・国による費用の支援(全部又は一部)。
12	テロ扇動・宣伝物の緊急削除 等の要請	・関係機関の長は、テロ扇動・宣伝物の削除等の権限を有する機関の長に、 緊急削除等を要請できる。・要請を受けた機関の長は、必要な措置を講じ、その結果を関係機関の長 に通知しなければならない。
13	外国人テロ戦闘員に対する規 制	・関係機関の長は、外国人テロ戦闘員として出国する疑いのある内国人・ 外国人の一時出国禁止を法務部長官に要請できる。 ・一時出国禁止期間は90日(必要に応じて延長要請ができる)。 ・関係機関の長は、外国人テロ戦闘員としてテロに加担した者への旅券の 効力停止・再発給拒否を外交部長官に要請できる。
14	通報者保護及び報奨金	・テロに関する通報者等に対する保護及び報奨金の支給。
15	テロ被害への支援	・テロによる身体又は財産の被害を受けた国民の関係機関への通報義務。・国又は地方公共団体による治療等に必要な費用の支援。
16	特別慰労金	・テロによる重傷者又は遺族に対する特別慰労金の支給。
17	テロ団体組織罪(注2)等	・テロ団体の組織、又はテロ団体への加入に対する刑事処罰。
18	虚偽告訴(注3)、捏造	・虚偽告訴、偽証等に対する加重処罰。
19	世界主義	・第17条で定めるテロ団体組織罪等を大韓民国領域外において犯した外国 人にも適用。
附則	施行日及び他の法律の改正	・関連法(通信秘密保護法、特定金融取引情報の報告及び利用等に関する 法律、特定犯罪通報者等保護法)の一部改正。

- (注1) 対テロ活動を遂行する国の機関、地方公共団体その他大統領令で定める機関(第2条第7号)。
- (注2) 原文の直訳は「テロ団体構成罪」である。
- (注3) 原文の直訳は「誣告」(ぶこく) である。
- (出典) 2016年テロ防止法の条文を基に筆者作成。

おわりに

政府及び与党セヌリ党は、今回の 2016 年テロ防止法の制定に続き、近年、韓国で大きな脅威となっている北朝鮮のサイバーテロ (48) に対応するための新法制定を目指している。既に与党セヌリ党は、第 20 代国会初日の 2016 年 5 月 30 日に、議員立法により「国家サイバー安保に関する法律案」を国会に提出しているが (49)、それとは別に、政府も同様の法案を準備しており、同年 9 月 1 日、国家情報院は「国家サイバー安保基本法案」を立法予告した (50)。いずれの法案にも、国家情報院長による 3 年ごとの「サイバー安全保障基本計画」の策定を始め、国家情報院の権限拡大につながる可能性のある規定が盛り込まれているため、国会審議の難航が予想される。

(ふじわら なつと)

78

^{(46) 「}국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법 시행령(대통령령 제 27203 호)」법률지식정보시스템ウェブサイト

^{(47) 2016} 年テロ防止法施行令の概要及び主な争点については、以下の資料を参照。 형혁규・김선화「「국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법 시행령」의 쟁점과 과제」『이슈와 논점』제 1180 호, 2016.6.14. http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd_Seq=18731&cmsCd=CM0018

⁽⁴⁸⁾ アメリカ9・11 同時多発テロ事件以降、北朝鮮によるテロが、要人暗殺等の従来型のテロから、サイバーテロ等へ移行してきていることが指摘されている。金光旭「第9章 韓国の安全保障とテロ対策」梅川正美編著『比較安全保障―主要国の防衛戦略とテロ対策―』成文堂, 2013, p.235. 近年の韓国に対する北朝鮮のサイバーテロの概要については、以下の資料を参照。이승열「북한 사이버테러 위협의 증가와 대응방안」『이슈와 논점』제1127 호, 2016,2,23、http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd Seq=18172&cmsCd=CM0018>

^{(49) 「[2000032]} 국가 사이버안보에 관한 법률안 (이철우의원 등 122 인)」의안정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC L1Z6M0L5M3W0U1W4T2M8K4L3S5I0Y2>

^{(50) 「「}국가 사이버안보 기본법」제정안 입법예고」국가정보원, 2016.9.1. "http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?seq=69¤tPage=1&selectBox=&searchKeyword=&fromDate=&toDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?seq=69¤tPage=1&selectBox=&searchKeyword=&fromDate=&toDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?seq=69¤tPage=1&selectBox=&searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?seq=69¤tPage=1&selectBox=&searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?seq=69¤tPage=1&selectBox=&searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?seq=69¤tPage=1&selectBox=&searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?seq=69¤tPage=1&selectBox=&searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do?searchKeyword=&fromDate=>"http://www.nis.go.kr/ID/1_6_2/view.do.kr/ID/1_6_2/

国民保護及び公共安全のためのテロ防止法

국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법

(制定 2016 年 3 月 3 日 法律第 14071 号 施行日 2016 年 6 月 4 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 藤原 夏人訳

第1条(目的)

この法律⁽¹⁾は、テロの予防及び[テロへの]対応活動等に関し必要な事項並びにテロによる被害の補償等を規定することにより、テロから国民の生命及び財産を保護し、国及び公共の安全を確保することを目的とする。

第2条(定義)

この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

- 1. 「テロ」とは、国、地方公共団体又は外国政府(外国の地方公共団体及び条約その他国際的な協約により設立された国際機構を含む。)の権限行使を妨害し、義務でないことを強制し、又は公衆を脅迫する目的で行う次の各目⁽²⁾の行為をいう。
 - イ.人を殺害し、若しくは人の身体に傷を負わせ、生命に対する危険を発生させる行為又は人を逮捕・監禁し、略取・誘拐し、若しくは人質に取る行為
 - ロ. 航空機 (「航空法」⁽³⁾ 第 2 条第 1 号の規定による航空機をいう。以下、この目において同じ。) に関連した次のいずれかに該当する行為
 - 1) 運航中(「航空保安法」⁽⁴⁾第2条第1号の規定による運航中をいう。以下、この目において同じ。)の航空機を墜落させ、又は転覆⁽⁵⁾・破壊する行為その他運航中の航空機の安全を害する損壊を加える行為
 - 2) 暴行、脅迫その他の方法により、運航中の航空機を強奪し、又は航空機の運航 を強制する行為
 - 3) 航空機の運航に関連した航空施設を損壊し、又は [同施設における航空機の運 航に関連した] 操作を妨害して航空機の安全運航に危害を加える行為
 - ハ. 船舶(「船舶及び海上構造物に対する危害行為の処罰等に関する法律」⁽⁶⁾ 第2条第 1号本文の規定による船舶をいう。以下、この目において同じ。)又は海上構造物(同 法第2条第5号の規定による海上構造物をいう。以下、この目において同じ。)に

^{(1) 「}국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법 (법률 제14071호)」법률지식정보시스템ウェブサイト 以下、インターネット情報は2016年9月1日現在である。なお、[]内の語句は、訳者による補記である。

⁽²⁾ 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層を指す。

^{(3) 「}항공법 (법률 제 14114호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1509&PROM DT=20160329&PROM NO=14114>

^{(4) 「}항공보안법 (법률 제 14116호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0073&PROM_DT=20160329&PROM_NO=14116

⁽⁵⁾ 韓国語原文は「전복」。

^{(6) 「}선박 및 해상구조물에 대한 위해행위의 처벌 등에 관한 법률 (법률 제 11302 호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1795&PROM_DT=20120210&PROM_NO=11302

関連した次のいずれかに該当する行為

- 1) 運航(同法第2条第2号の規定による運航をいう。以下、この目において同じ。) 中の船舶又は海上構造物を破壊し、又はその安全を脅かすに足る程度の損傷を加 える行為(運航中の船舶又は海上構造物に積載されている貨物に損傷を加える行 為を含む。)
- 2) 暴行、脅迫その他の方法により、運航中の船舶若しくは海上構造物を強奪し、 又は船舶の運航を強制する行為
- 3) 運航中の船舶の安全を脅かすため、その船舶の運航に関連した機器・施設を破壊し、重大な損傷を加え、又は機能障害を引き起こす行為
- 二. 死亡・重度の障害若しくは重大な物的損傷を誘発するよう製作され、又はそのような威力を有する生物化学・爆発性・焼夷(しょうい)性の武器若しくは装置を、次のいずれかに該当する車両若しくは施設に設置し、爆発させ、又はその他の方法によりこれを使用する行為
 - 1) 汽車、電車、自動車等、人又は物の運送に利用される車両であって、公衆が利用するもの
 - 2) 1) に該当する車両の運行のために利用される施設、道路、公園、駅その他公衆が利用する施設
 - 3) 電気又はガスを供給するための施設、公衆に飲用水を供給する水道、電気通信 を利用するための施設その他の施設であって、公用に供され、又は公衆が利用す る施設
 - 4) 石油、可燃性ガス、石炭その他燃料等の原料となる物質を製造し、精製し、又は燃料として製造するために処理、輸送又は貯蔵する施設
 - 5) 公衆が出入りすることができる建造物・航空機・船舶であって、1) から 4) までに該当するものを除く施設
- ホ. 核物質(「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」⁽⁷⁾第2条第1号の規定による核物質をいう。以下、この目において同じ。)、放射性物質(「原子力安全法」⁽⁸⁾第2条第5号の規定による放射性物質をいう。以下、この目において同じ。)又は原子力施設(「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」第2条第2号の規定による原子力施設をいう。以下、この目において同じ。)に関連した次のいずれかに該当する行為
 - 1) 原子炉を破壊し、人の生命、身体若しくは財産を害し、又はその他公共の安全を脅かす行為
 - 2) 放射性物質等、原子炉及びその関係施設、核燃料サイクル施設又は放射線発生装置を不正に操作し、人の生命又は身体に危害を加える行為
 - 3) 核物質を授受、所持、所有、保管、使用、運搬、改造、処分又は拡散する行為
 - 4) 核物質若しくは原子力施設を破壊し、損傷し、その原因を提供し、又は原子力施設の正常な運転を妨害し、放射性物質の排出又は放射線被ばくをさせる行為
- 2. 「テロ団体」とは、国際連合(UN)が指定したテロ団体をいう。

^{(7) 「}원자력시설 등의 방호 및 방사능 방재 대책법 (법률 제 13544호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1788&PROM DT=20151201&PROM NO=13544>

^{(8) 「}원자력안전법 (법률 제 13616 호)」」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A3398&PROM DT=20151222&PROM NO=13616

- 3. 「テロ危険人物」とは、テロ団体の構成員⁽⁹⁾又はテロ団体の宣伝、テロ資金の募金・ 寄付その他テロの予備・陰謀・宣伝・扇動を行った者若しくは行ったと疑う相当の理 由のある者をいう。
- 4. 「外国人テロ戦闘員」とは、テロを実行・計画・準備し、又はテロに参加する目的で、 国籍国ではない国のテロ団体に加入し、又は加入するために移動若しくは移動を試み る内国人及び外国人をいう。
- 5. 「テロ資金」とは、「公衆等の脅迫目的及び大量殺傷武器拡散のための資金調達行為の禁止に関する法律」⁽¹⁰⁾第2条第1号の規定による公衆等に対する脅迫のための資金をいう。
- 6. 「対テロ活動」とは、第1号の規定によるテロに関連する情報の収集、テロ危険人物の管理、テロに利用され得る危険物質等のテロ手段の安全管理、人員・施設・設備の保護、国際行事の安全確保、テロの脅威への対応及び武力鎮圧等、テロの予防及び[テロへの]対応に関する諸般の活動をいう。
- 7. 「関係機関」とは、対テロ活動を遂行する国の機関、地方公共団体その他大統領令で定める機関をいう。
- 8. 「対テロ調査」とは、対テロ活動に必要な情報又は資料を収集するため、現場調査、 文書閲覧、試料採取等を行い、又は調査対象者に資料提出及び陳述を要求する活動を いう。

第3条(国及び地方公共団体の責務)

- ① 国及び地方公共団体は、テロから国民の生命、身体及び財産を保護するため、テロの 予防及び[テロへの]対応に必要な制度及び条件を整備し、対策を策定し、これを実施 しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、第1項の規定による対策を講じるに当たり、国民の基本的人権が侵害されないよう、最善の努力をしなければならない。
- ③ この法律を執行する公務員は、憲法上の基本権を尊重してこの法律を執行しなければ ならず、憲法及び法律において定めた適法手続を遵守する義務を有する。

第4条(他の法律との関係)

この法律は、対テロ活動に関して他の法律に優先して適用する。

第5条(国家テロ対策委員会)

- ① 対テロ活動に関する政策の重要事項を審議・議決するため、国家テロ対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。
- ② 対策委員会は、国務総理及び関係機関の長のうち、大統領令で定めた者で構成し、委員長は国務総理とする。
- ③ 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。
 - 1. 対テロ活動に関する国の政策の策定及び評価
 - 2. 国家対テロ基本計画等、重要な中長期対策における推進事項
 - 3. 関係機関の対テロ活動において役割の分担・調整が必要な事項
 - 4. その他委員長又は委員が対策委員会において審議・議決する必要があると提議する

⁽⁹⁾ 原文の直訳は「組織員」である。

事項

④ その他対策委員会の構成・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第6条(対テロセンター)

- ① 対テロ活動に関連して次の各号に掲げる事項を遂行するため、国務総理の下に関係機関の公務員で構成される対テロセンターを置く。
 - 1. 国の対テロ活動に関連した任務分担及び協力事項の実務調整
 - 2. 短期及び長期の国家対テロ活動指針の作成・配布
 - 3. テロ警報の発令
 - 4. 国家重要行事における対テロ安全対策の策定
 - 5. 対策委員会の会議及び運営に必要な事務の処理
 - 6. その他対策委員会において審議・議決した事項
- ② 対テロセンターの組織、定員及び運営に関する事項は、大統領令で定める。
- ③ 対テロセンター所属職員の個人情報は、非公開とすることができる。

第7条(対テロ人権保護官)

- ① 関係機関の対テロ活動による国民の基本権侵害防止のため、対策委員会に所属する対 テロ人権保護官(以下「人権保護官」という。)1人を置く。
- ② 人権保護官の資格、任期等の運営に関する事項は、大統領令で定める。

第8条(専門担当組織の設置)

- ① 関係機関の長は、テロの予防及び [テロへの] 対応のために必要な専門担当組織を置くことができる。
- ② 関係機関の専門担当組織の構成、運営及び効率的なテロ対応のために必要な事項は、 大統領令で定める。

第9条 (テロ危険人物に関する情報収集等)

- ① 国家情報院長は、テロ危険人物に関し、出入国、金融取引、通信利用等の関連情報を収集することができる。この場合において、出入国、金融取引、通信利用等の関連情報の収集については、「出入国管理法」⁽¹¹⁾、「関税法」⁽¹²⁾、「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」⁽¹³⁾、「通信秘密保護法」⁽¹⁴⁾で定める手続による。
- ② 国家情報院長は、第1項の規定による情報の収集及び分析の結果、テロに利用され、 又は利用される可能性のある金融取引に対し、取引 (15) 停止等の措置を講ずるよう金融 委員会 (16) 委員長に要請することができる。
- ③ 国家情報院長は、テロ危険人物に関する個人情報(「個人情報保護法」⁽¹⁷⁾上の機微情報を含む。)及び位置情報[の提供]を、「個人情報保護法」第2条の規定による個人情

^{(11) 「}출입국관리법 (법률 제 14106 호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A1475&PROM DT=20160329&PROM NO=14106

^{(12) 「}관세법 (법률 제 14127호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A1375&PROM DT=20160329&PROM NO=14127

^{(13) 「}특정 금융거래정보의 보고 및 이용 등에 관한 법률 (법률 제 14242호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1739&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14242>

^{(14) 「}통신비밀보호법 (법률 제14071호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW BON&LAW ID=A0033&PROM DT=20160303&PROM NO=14071>

⁽¹⁵⁾ 原文の直訳は「支給」である。

⁽¹⁶⁾ 国務総理の下に設置され、委員長1人及び副委員長1人を含む9人の委員で構成される。金融政策等を所管し、その権限に属する事務を独立して遂行する。

^{(17) 「}개인정보 보호법 (법률 제 14107호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A3370&PROM DT=20160329&PROM NO=14107>

報処理者及び「位置情報の保護及び利用等に関する法律」⁽¹⁸⁾ 第 5 条の規定による位置情報事業者に要求することができる。

④ 国家情報院長は、対テロ活動に必要な情報又は資料を収集するため、対テロ調査及び テロ危険人物に対する追跡を行うことができる。この場合において、事前又は事後に対 策委員会委員長に報告しなければならない。

第10条(テロ予防のための安全管理対策の策定)

- ① 関係機関の長は、大統領令で定める国家重要施設並びに多くの人が利用する施設及び設備(以下「テロ対象施設」という。)に対するテロ予防対策並びにテロの手段として利用され得る爆発物・銃器類・「化生放」物質 (19)(以下「テロ利用手段」という。)及び国家重要行事に対する安全管理対策を策定しなければならない。
- ② 第1項の規定による安全管理対策の策定・実施に必要な事項は、大統領令で定める。

第 11 条(テロ脆弱要因の事前除去)

- ① テロ対象施設及びテロ利用手段の所有者又は管理者は、保安設備を設置する等、テロ 脆弱要因の除去に努めなければならない。
- ② 国は、第1項の規定によるテロ対象施設及びテロ利用手段の所有者又は管理者に、必要に応じてその[テロ脆弱要因の除去に係る]費用の全部又は一部を支援することができる。
- ③ 第2項の規定による費用の支援の対象、基準、方法、手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第12条(テロ扇動・宣伝物の緊急削除等の要請)

- ① 関係機関の長は、テロを扇動・宣伝する文章又は絵、象徴的表現物、テロに利用され得る爆発物等の危険物製造法等が、インターネット、放送・新聞、掲示板等を通じて流布されるときは、当該機関 (20) の長に緊急削除、中断、監督等の協力を要請することができる。
- ② 第1項の規定による協力の要請を受けた当該機関の長は、必要な措置を講じ、その結果を関係機関の長に通知しなければならない。

第13条(外国人テロ戦闘員に対する規制)

- ① 関係機関の長は、外国人テロ戦闘員として出国しようとしていると疑うに足る相当の理由のある内国人・外国人について、一時出国禁止を法務部 (21) 長官に要請することができる。
- ② 第1項の規定による一時出国禁止期間は90日とする。ただし、出国禁止を継続する必要があると判断する相当の理由があるときは、関係機関の長はその事由を明示し、延長を要請することができる。
- ③ 関係機関の長は、外国人テロ戦闘員として[テロに]加担した者について、「旅券法」⁽²²⁾ 第13条の規定による旅券の効力停止及び同法第12条第3項の規定による再発給拒否を外交部長官に要請することができる。

^{(18) 「}위치정보의 보호 및 이용 등에 관한 법률 (법률 제 14224호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/ Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1880&PROM DT=20160529&PROM NO=14224>

⁽¹⁹⁾ CBR 兵器(化学兵器、生物兵器、放射能兵器)に使われる物質。

⁽²⁰⁾ テロ扇動・宣伝物の削除等の権限を有する機関を指す。

⁽²¹⁾ 部は省に相当。

^{(22) 「}여권법 (법률 제 12274호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A0006&PROM DT=20140121&PROM NO=12274>

第14条 (通報者保護及び報奨金)

- ① 国は、「特定犯罪通報者等保護法」⁽²³⁾の規定により、テロに関する通報者、犯人検挙のために情報提供し、若しくは検挙活動[への協力]を行った者又はその親族等を保護しなければならない。
- ② 関係機関の長は、テロの計画若しくは実行に関する事実を関係機関に通報してテロを未然に予防することができた者、又はテロに加担若しくは支援した者を通報し、若しくは拘束 (24) した者に対し、大統領令で定めるところにより報奨金を支給することができる。

第15条 (テロ被害への支援)

- ① テロにより身体又は財産の被害を受けた国民は、関係機関に直ちに通報しなければならない。ただし、人質等のやむを得ない事由により通報することができないときは、法律関係又は契約関係により保護義務がある者がこれを知り得たときに、直ちに通報しなければならない。
- ② 国又は地方公共団体は、第1項の規定による被害を受けた者に対し、大統領令で定めるところにより治療及び復旧に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。ただし、「旅券法」第17条第1項ただし書の規定による外交部長官の許可を受けずに訪問又は在留が禁止された国又は地域に訪問・在留した者に対しては、この限りでない。
- ③ 第2項の規定による費用の支援の基準、手続、金額、方法等に関して必要な事項は、 大統領令で定める。

第 16 条 (特別慰労金)

- ① テロにより生命を奪われた者の遺族又は身体上の障害若しくは長期治療を要する被害を受けた者に対しては、その被害の程度により等級を定め、特別慰労金を支給することができる。ただし、「旅券法」第17条第1項のただし書の規定による外交部長官の許可を受けずに訪問又は在留が禁止された国又は地域に訪問・在留した者に対しては、この限りでない。
- ② 第1項の規定による特別慰労金の支給の基準、手続、金額、方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 17条 (テロ団体組織罪 (25)等)

- ① テロ団体を組織し、又は構成員として加入した者は、次の各号に掲げる区分により処罰する。
 - 1. 首謀者は死刑、無期又は10年以上の懲役
 - 2. テロを企画又は指揮する等、重要な役割を担った者は、無期又は7年以上の懲役
 - 3. 他国の外国人テロ戦闘員として[テロ団体に]加入した者は、5年以上の懲役
 - 4. その他の者は3年以上の懲役
- ② テロ資金であることを知りながら、資金の調達・[調達の] 斡旋・保管を行い、又は その取得及び資金源に関する事実を偽装する等、テロ団体を支援した者は、10年以下の 懲役又は1億ウォン⁽²⁶⁾以下の罰金に処する。
- ③ テロ団体への加入を支援し、又は他人に加入を勧誘若しくは扇動した者は、5年以下

⁽²⁴⁾ 原文の直訳は「逮捕」である。

⁽²⁵⁾ 原文の直訳は「テロ団体構成罪」である。

^{(26) 1} ウォンは約 0.1 円 (平成 28 年 9 月分報告省令レート)。

の懲役に処する。

- ④ 第1項及び第2項[で定める罪]の未遂犯は、処罰する。
- ⑤ 第1項及び第2項で定める罪を犯す目的で予備又は陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する。
- ⑥ 「刑法」⁽²⁷⁾等の国内法に罪として規定された行為が、第2条の規定によるテロに該当するときは、[刑法等の] 当該法律において定める刑により処罰する。

第 18 条 (虚偽告訴 ⁽²⁸⁾、捏造)

- ① 他人に刑事処分を受けさせる目的で第17条の規定による罪に対して虚偽告訴若しくは偽証を行い、又は証拠を捏造・隠滅・隠匿した者は、「刑法」第152条から第157条までに定める刑に2分の1を加重して処罰する。
- ② 犯罪捜査若しくは [犯罪] 情報に係る職務に従事する公務員又はこれを補助する者若 しくはこれを指揮する者が職権を濫用し、第1項の規定による行為を行ったときも、第 1項の規定による刑と同様とする。ただし、法定刑の最低が2年未満のときは、これを 2年とする。

第19条(世界主義)

第17条の規定による罪は、大韓民国領域外において[その罪を]犯した外国人に[対して]も国内法を適用する。

附則〈法律第 14071 号、2016 年 3 月 3 日〉

第1条(施行日)

この法律は、公布した日から施行する。ただし、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条までの規定は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条(他の法律の改正)

① 通信秘密保護法の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号以外の部分のうち「国家安全保障に対する相当の危険が予想されるとき」を「国家安全保障に相当の危険が予想されるとき又は「国民保護及び公共安全のためのテロ防止法」第2条第6号の規定による対テロ活動に必要なとき」に改める。

② 特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号以外の部分のうち「調査又は金融監督業務」を「調査、金融監督業務又はテロ危険人物に対する調査業務」に、「中央選挙管理委員会又は金融委員会」を「中央選挙管理委員会、金融委員会又は国家情報院長」に改める。

第7条第4項のうち「金融委員会(以下「検察総長等」という。)は」を「金融委員会、 国家情報院長(以下「検察総長等」という。)は」に改める。

③ 特定犯罪通報者等保護法の一部を次のように改正する。

第2条第1号に「へ」目を次のように加える。

へ. 「国民保護及び公共安全のためのテロ防止法」第17条の規定による罪

(ふじわら なつと)

^{(27) 「}형법 (법률 제 14178 호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1466&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14178>

⁽²⁸⁾ 原文の直訳は「誣告」(ぶこく)である。